

○合併・分割・譲渡にともなう再審査必要書類一覧（コンサル）○

会社の合併・分割・譲渡による登録内容変更については、以下の書類を提出してください。

競争入札参加資格再審査申請書	指定様式
競争入札参加資格登録内容変更届	指定様式
使用印鑑届（委任状）	指定様式 2部提出
印鑑（登録）証明書	写し可、発行後3か月以内のもの
競争入札参加資格登録書 +返送用封筒	登録書の原本
	新たな登録書を郵送するため、返送用封筒（長形3号）に「簡易書留」と朱書きし、切手404円を貼り付けて提出してください ※簡易書留料金の値上がり（令和5年10月1日から）に伴い、封筒に貼付いただく切手の料金が変わります。令和5年9月25日（月曜日）以降到着分からは、434円（値上がり後の料金）が必要となります。
合併（分割・譲渡）に伴うフローチャート	一連の流れがわかるもの
取締役会又は株主総会議事録	新会社のもの
取締役会又は株主総会議事録	旧会社のもの
合併（分割・譲渡）契約書の写し	
履歴事項全部証明書	旧会社から新会社の履歴がわかるもの 写し可、発行後3か月以内のもの
廃業届	旧会社のもの
閉鎖（履歴）事項全部証明書	旧会社のもの
許可（登録）証明書若しくは通知書又は変更届出書の写し	許可行政庁の受付印のあるもの（新会社のもの）
経営事項審査結果（経営規模等評価結果）通知書	合併（分割・譲渡）時の経審（新会社のもの）
口座振替申出書	指定様式 未登録又は口座登録内容に変更がある場合

その他必要書類	次ページ参照 新会社が本市競争入札参加資格業者でない場合
---------	---------------------------------

※「変更届必要書類一覧表」も確認してください。

※内容によっては上記以外の書類の提出を求める場合もあります。

新会社が本市競争入札参加資格業者でない場合は、以下の書類も合わせて提出してください

国税に係る納税証明書	個人事業者：その3の2 法人事業者：その3の3 写し可、発行後3か月以内のもの
市税に係る完納証明書（申請者分）	和歌山市税が課税されている場合のみ 写し可、発行後3か月以内のもの
市税に係る完納証明書（法人の代表者分）	和歌山市税が課税されている場合のみ 写し可、発行後3か月以内のもの
市税の課税状況等調査承諾書（法人用）	指定様式 和歌山市税が課税されていない場合のみ
市税の課税状況等調査承諾書（個人用）	指定様式 和歌山市税が課税されていない場合のみ
法人市民税（個人市民税）納税証明書	和歌山市内に営業所がある場合のみ 法人事業者：法人市民税に係る納税証明書 個人事業者：個人市民税に係る納税証明書 写し可、発行後3か月以内のもの
市内営業所等の位置図・写真	和歌山市内に営業所等がある場合のみ 位置図：営業所等の所在地がわかる詳細なもの 写真：次のものをA4サイズの紙に貼付（印刷）して提出 ①外観全景 ②営業所正面（看板を写しこんだもの） ③郵便受（ポスト）（事業者名が確認できるもの） ④事務所内部（常駐の状態、備品等が確認できるもの） ⑤測量法第56条の5に基づく登録を受けた標識 ※ 主たる営業所、受任先が市内にある場合で、 測量を希望する場合のみ。

業務経歴書	直近2年分
現況報告書の副本の写し	直近1年分
技術者経歴書	
登録証明書の写し	有効期間内のもの
営業所に測量士が適切に配置されている証明書の写し	「測量」を希望し受任先を設定した場合のみ
財務諸表	直近2期分
役員等調書及び照会承諾書	指定様式
業務整理調書	指定様式

※指定様式や添付書類等の詳細については、直近の「競争入札参加資格審査申請要領」を確認してください。